

東京都における水産物の放射性物質検査の考え方

1 基本的な考え方

東京都は、都の海面、内水面において、都内の漁業協同組合員である漁業者が漁獲し、食品として流通する魚種(貝、海藻類を含む)を対象として、計画的に検査を実施する。

ただし、国等が検査を行う広域回遊性魚種(カツオ、マグロ類、カジキ等)は除く。

2 対象魚種

原則として、下記①から④までの魚種を別紙計画書に基づき検査する。

① 漁獲量の多い魚種

〔キンメダイ、トビウオ、トサカノリ、ムロアジ、テングサ、メダイ、タカベ、イサキ、カンパチ、イセエビ、ムツ、サザエ、ハマダイ、ヒメダイ、アオダイ〕

② 漁業権の主要対象魚種

〔トコブシ、イセエビ(再掲)、サザエ(再掲)、テングサ(再掲)、トサカノリ(再掲)〕

③ 他県の検査において暫定規制値を超えたもののうち都内で漁獲される魚種

〔スズキ、カレイ類、アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ〕

④ 東京湾や河口域で定常的に漁獲される魚種

〔アナゴ、アサリ、シジミ、カレイ類(再掲)、スズキ(再掲)〕

⑤ その他緊急的に検査する必要性がある魚種

3 検体採取場所

東京湾(河口域を含む)、伊豆・小笠原諸島及び内水面の漁場とする。

その際、国、島しょ農林水産総合センター等による海水、底泥等の調査結果等を考慮する。

4 検査開始時期

各魚種の本格的な漁期開始前に検査を開始する。

漁期中は原則2週間に1回程度の頻度で検査を継続する。